

## 【盛土監視員によるパトロールの開始】

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な盛土崩壊等を受け、「宅地造成及び特定盛土等規制法(以降、盛土規制法という)」が、令和5年5月26日に施行され、令和6年9月24日から福島県全域が規制区域に指定されました。

福島県では、指定に伴い、盛土規制法に基づく許可申請・届出箇所の監視や、住民等より通報のあった危険な盛土等を調査するため、盛土監視員を配置しております。

危険な盛土や不審な土砂運搬車両を見かけた方は、記載の連絡先へ情報提供をお願いします。

#県中建設#土砂災害#盛土#規制法#監視員#土木#ふくしまの建設

#kentyukensetsu#sediment\_disaster#land\_elevation\_work#regulatory\_law#observer#civil\_engineering#fukushimanokensetsu

### 【監視状況】



県中建設 Instagram  
QRコード ↓



KENTYU\_PUBLIC\_WORKS\_OFFICE

**福島県内で盛土等を行う場合は、** 福島県 規制に応じて**許可**や**届出**が必要となります。

**令和6年9月24日から福島県全域で盛土規制法による規制が始まりました！**

- 白河市、西郷村、矢祭町は、既に規制を開始しています。
- 中核市（福島市、郡山市、いわき市）は、令和6年9月1日に規制を開始しました。
- ※中核市3市の区域は、市が規制を行います。

**福島県内の盛土規制法に基づく規制区域図**

**許可申請に必要な手続内容**

1. 申請書の提出
2. 申請書の審査
3. 許可の交付
4. 許可期間中の監視
5. 許可の更新

**許可の対象となる盛土等の規模**

**【注意】** 規制法の施行に伴って行われている盛土等については、発着後直ちに21日以内に届出が必要となります。また、特定盛土規制区域の規制も必要となります。

**危険な盛土等への対応**

- 手続等の詳細は、福島県のホームページをご確認ください。
- まずは、最寄りの建設事務所にご相談ください。
- 福島市、郡山市、いわき市での盛土等については、各市にご相談ください。

福島県 土木部 都市計画課

(申請窓口及び業務届出先)

(令和6年9月24日現在)

土地が存在する市町村	申請窓口・業務届出先
二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国長町、川俣町、大玉村	○県北建設事務所 総務部 行政課 (連絡先) 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島銀行北庁舎6階 電話番号: 024-521-2498
須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、西川町、玉川村、平田村、浅川町、吉殿町、三春町、小野町	○県中建設事務所 総務部 行政課 (連絡先) 〒960-8540 郡山市麓山1丁目3番1号 福島県西山合同庁舎北分庁舎2階 電話番号: 024-935-1329
白河市、西郷村、原崎村、中島村、女刈町、磐倉町、矢祭町、須賀町、般若村	○県南建設事務所 総務部 行政課 (連絡先) 〒961-0971 白河市昭和町269番地 福島県白河合同庁舎2階 電話番号: 0248-23-1616
会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、常山町、耶麻村、会津美津町	○会津若松建設事務所 総務部 行政課 (連絡先) 〒965-8501 会津若松市油手町7-5 福島県会津若松合同庁舎新館3階 電話番号: 0242-29-5427
雫石市、志保町、西会津町、磐梯町、猪苗代町	○雫石建設事務所 総務部 行政課 (連絡先) 〒966-0901 雫石市松山町鳥見山下天神6番3号 福島県雫石合同庁舎2階 電話番号: 0241-24-5712
下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	○南会津建設事務所 総務部 総務課 (連絡先) 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字榎甲4277-1 福島県南会津合同庁舎3階 電話番号: 0241-62-5306
相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯盛村	○相馬建設事務所 総務部 行政課 (連絡先) 〒975-0031 南相馬市原町区原町1丁目30番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎2階 電話番号: 0244-26-1207

※申請窓口、許可担当部署は今後変更となる場合があります。  
※中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各市町村へお問い合わせください。